

令和2年度  
北上川上流大規模氾濫減災協議会

# 令和2年度の出水期に向けた 「大規模減災協議会」の取組について

---

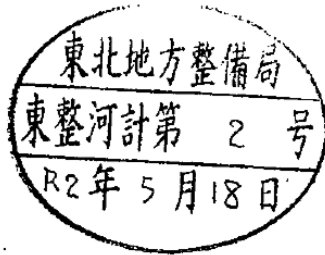
国土交通省 東北地方整備局

岩手河川国道事務所

令和2年7月14日

# 令和2年度の出水期に向けた 「大規模減災協議会」の取組について

北上川上流大規模  
氾濫減災協議会



国水計調第 1 号  
国水情第 4 号  
国水環保第 2 号  
令和 2 年 4 月 3 0 日

東北地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川計画課 河川計画調整室長

河川情報企画室長

河川環境課 河川保全企画室長

(公印省略)

令和 2 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成 31 年 3 月 29 日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和 2 年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同 8 日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同 16 日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

## 記

### 1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応 ← 参考資料1 P1.2 参照

#### (1) 協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られた

い。WEB会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

## (2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

### 【参考事務連絡】 ← 参考資料1 P1.2 参照

#### ○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

#### ○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)

#### ○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

#### ○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)

## 2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

### ・緊急速報メールによる洪水情報の提供 ← 参考資料1 P3上段参照

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

### ・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表 ← 参考資料1 P4.P5参照

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

### ・堤防決壊情報の確実な共有 ← 参考資料1 P6参照

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

### ・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

### ・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

**※現在の「地域の取組方針」の対象期間が終了するものもあるため、「地域の取組方針」の見直しを行います。**

# 令和2年度の出水期に向けた「大規模減災協議会」の取組について

北上川上流大規模  
氾濫減災協議会

## まるごと、まちごとハザードマップの普及及び浸透



Press Release

令和元年12月17日  
水管理・国土保全局河川環境課  
道路局企画課

### まちの想定浸水箇所を把握しましょう

～まちなかに水害からの避難行動に有効な情報を表示する取組を推進します～

今年度発生した台風や豪雨による被害を踏まえ、地域の方々が日常的に想定浸水深や海拔を把握し、早期の避難や対策に役立てて頂くため、本日付で「まるごとまちごとハザードマップ」(※1)及び「海拔表示シート」(※2)の整備の推進についての文書を出しましたので、お知らせいたします。

- ※1 水害ハザードマップの更なる普及浸透等を目的として、関係市区町村と連携して生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報を表示  
 <まるごとまちごとハザードマップ>  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/marumachi/>
- ※2 津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供する  
 ために行う道路施設等での海拔情報の表示 ※参考資料-2 P9-P15参照  
 <海拔情報の提供>  
<https://www.mlit.go.jp/road/kaibatsu.html>

<まるごとまちごとハザードマップ>



<海拔表示シート>



#### 【問い合わせ先】

<まるごとまちごとハザードマップ>  
水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
課長補佐 望月 係長 竹下 (内線: 35454, 35456)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8460 F A X 03-5253-1603  
<海拔表示シート>  
道路局 企画課  
課長補佐 藤浪 係長 森本 (内線: 37562, 37554)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8485 F A X 03-5253-1618

## まるごとまちごとハザードマップ 取組状況 (H31年3月末)

<b>北海道</b> 13 留萌市 蘭越町 音更町 標茶町 天塩町 機延町 旭川市 東神楽町 札幌市 砂川市 当別町 富良野市 長沼町	<b>岩手県</b> 2 一関市 奥州市 秋田県 3 能代市 古河市 湯沢市 大仙市 山形県 16 長井市 天童市 南陽市 中山町 河北町 大江町 川西町 大石田町 青森県 22 八戸市 東北町 弘前市 五所川原市 つがる市 藤崎町 板柳町 鶴岡市 中泊町 平川市 田舎館村 青森市 大鰐町 三戸町 南部町 五戸町 新郷村 十和田市 平内町 磐ヶ沢町 野辺地町 今別町	<b>茨城県</b> 8 ひたちなか市 常陸大田市 東海村 古河市 境町 坂東市 河内町 常総市 栃木県 4 那須烏山市 栃木市 野木町 さくら市 埼玉県 11 熊谷市 大蔵村 久喜市 幸手市 杉野町 吉川市 吉代町 上尾市 さいたま市 戸田市 川口市 千葉県 3 香取市 四街道市 船橋市	<b>東京都</b> 5 葛飾区 北区 荒川区 多摩市 狛江市 神奈川県 1 横浜市 山梨県 1 甲府市	<b>新潟県</b> 7 村上市 阿賀野市 新潟市 三条市 燕市 弥彦村 見附市 富山県 1 朝日町 長野県 4 飯山市 須坂市 長野市 南箕輪村 岐阜県 6 多治見市 坂祝町 輪之内町 安八町 郡上市 津津市 愛知県 3 豊橋市 豊川市 豊田市 西尾市 名古屋市 三重県 3 伊勢市 川越町 玉城町	<b>滋賀県</b> 3 甲賀市 東近江市 米原市 京都府 13 八幡市 久御山町 宇治市 木津川市 城陽市 京田辺市 京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 精華町 亀岡市 福知山市 大阪府 10 吹田市 守口市 門真市 摂津市 池田市 八尾市 柏原市 藤井寺市 河内長野市	<b>兵庫県</b> 11 尼崎市 伊丹市 川西市 加古川市 小野市 加東市 宍粟市 たつの市 豊岡市 佐用町 新温泉町 奈良県 3 川西町 王寺町 大和郡山市 徳島県 4 三好市 北島町 上板町 阿南市 高知県 2 いの町 日高村	<b>鳥取県</b> 4 鳥取市 松江市 美郷町 江津市 広島県 3 三次市 安芸高田市 大竹市 徳島県 4 三好市 北島町 上板町 阿南市 高知県 2 いの町 日高村	<b>福岡県</b> 4 北九州市 水巻町 岡垣町 八女市 佐賀県 3 佐賀市 武雄市 伊万里市 大分県 1 大分市 熊本県 2 人吉市 菊池市 宮崎県 8 延岡市 大城町 高鍋町 国富町 綾町 えびの市 鹿児島県 4 薩川内市 伊佐市 さつま町 湧水町
--	---	--	---	---	---	---	--	--

取り組んでいる市区町村数  
**194**  
市区町村

○岩手河川国道事務所では市町村が作成した洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため、居住地域をハザードマップと見立てて水防災にかかわる想定浸水深や避難所等の情報を提供し、『まるごとまちごとハザードマップ』に取り組む、自治体を支援します。



<事例> 電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】

- 避難所(建物)  
災害時の避難先となる安全な建物を示す。
- 洪水  
当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

[出典: まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き]

## 要配慮者等避難推進部会の進め方

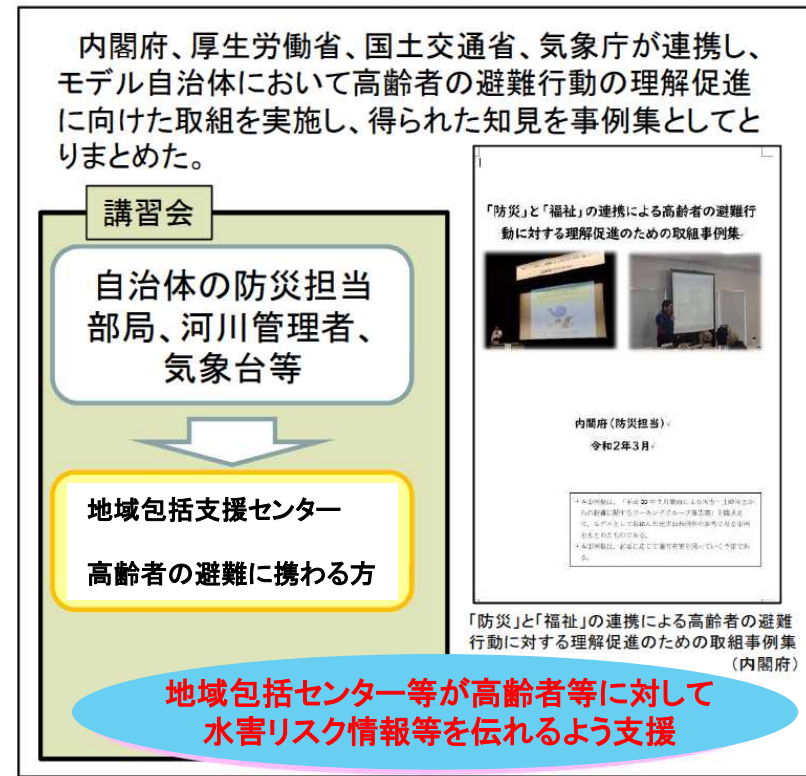
- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に対して避難確保計画の作成及び訓練の実施を義務づけており、国土交通省は計画作成の手引きや取組の事例集を公表し技術的に支援。
- 関係省庁が連携し、水害時における在宅の高齢者等の避難を促す取組を実施。

### 要配慮者利用施設の避難確保計画



### 地域包括支援センター等による

### 在宅高齢者への水害リスク周知



※自治体の方と地域包括支援センターの方々と勉強会を立ち上げて、現状把握します。